

平成25年 2月28日  
(変更)平成27年11月 2日  
**独立行政法人空港周辺整備機構 中期目標(第三期)**

国は、特定飛行場(国が設置する公用飛行場であつて騒音等による障害が著しいと認める空港)について、「公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」(昭和42年法律第110号。以下「騒防法」という。)に基づき、その周辺地域の住宅の騒音防止工事の助成や移転補償等の環境対策事業を実施している。福岡空港については、特定飛行場の中でも、特に周辺の市街化が著しく、当該区域における航空機騒音の障害軽減や生活環境の改善に資するための計画的な地区整備を促進する必要があると認められることから、周辺整備空港として指定されている。

空港周辺整備機構(以下「機構」という。)は、騒防法に基づく周辺整備空港である福岡空港周辺地域における環境対策事業(民家防音工事、移転補償事業、緑地整備事業)を効率的かつ効果的に実施し、また、地方自治体の行う面的なまちづくりと連携した再開発整備事業を行うものである。

機構は、本中期目標にしたがつて、機構が担う任務・役割を踏まえ、効率性・自律性を維持しつつ、国の政策にあわせて業務の着実な実施を図るものとする。

## 1. 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間とする。

## 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### (1) 業務の確実な実施

騒防法に基づく以下の事項について、国と密接な連携を図り、将来の事業見込み等にも留意しつつ、確実・適正な執行を行うことにより、福岡空港の周辺環境対策を進めること。

また、機構が行う福岡空港の周辺環境対策について、今後、国管理空港に係る空港運営の民間委託等が進められ、福岡空港につき民間委託等を行うこととなる際に、実施主体の検討が行われる中で、機構は業務の適正かつ円滑な実施を確保するための進め方の検討を行うこと。

- ① 再開発整備事業については、空港周辺のまちづくりの観点から、引き続き、

既存貸付物件の修繕や維持管理を中心に適切に実施すること。

- ② 民家防音工事補助事業については、騒防法に基づく国からの補助事業として、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進すること。
- ③ 移転補償事業については、騒防法に基づく事業として、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進すること。
- ④ 緑地整備については、騒防法に基づく事業として、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進すること。

## (2)空港と周辺地域の共生と連携の強化

周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、空港と周辺地域の共生に資するため、次の措置を講ずること。

### ① 国及び関係自治体との連携

空港周辺環境対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう国及び関係自治体との十分な意思疎通を図るための体制の確保を図ること。

### ② 広報活動の充実

機構が担う空港周辺環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性を確保する観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報に努めること。

## 3. 業務運営の効率化に関する事項

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)（以下「見直しの基本方針」という。）等で示された事務・事業の見直し及び組織の見直し等を踏まえ、以下の取組を行うことにより、組織のスリム化及びコスト削減等を推進し業務運営の効率化を図ること。

## (1)組織運営の効率化

福岡空港の周辺環境対策に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、見直しの基本方針を着実に実行すること。

また、将来の事業見込み等にも留意しつつ、効率的な事業執行を図るための組織・定員の見直しを行うこと。

## (2)人材の活用

福岡空港の周辺環境対策に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、職員の能力開発の促進により、組織の一層の活性化を図ること。

## (3)経費の効率的な執行

### ① 事業費の抑制

事業費について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度(平成 24 年度の福岡空港事業本部分)比で5%程度に相当する額を削減すること。

(2) 一般管理費の抑制

一般管理費(人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度(平成 24 年度の福岡空港事業本部分)比で15%程度に相当する額を削減すること。

(4) 契約の見直し

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図ること。

(5) 適切な内部統制の実施

内部統制については、更に充実・強化を図ること。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成 22 年3月に公表した報告書(「独立行政法人における内部統制と評価について」)及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。

#### 4. 財務内容の改善に関する事項

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業において適切に計画し、健全な財務体質の維持を図ること。

#### 5. その他業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。

また、総人件費の削減については、平成 24 年度に国家公務員給与の臨時特例に準じた措置を講じたところであるが、引き続き政府の方針を踏まえつつ適切に対応すること。